

## 次期保健医療計画の項目のイメージについて

## 1 「医療計画作成指針」において想定される医療計画の内容

項 目	例示されている具体の項目（現行の作成指針から）
1 医療計画の基本的な考え方	(1) 医療計画作成の趣旨 (2) 基本理念 (3) 医療計画の位置付け (4) 医療計画の期間
2 地域の現状	(1) 地勢と交通 (2) 人口構造 (3) 人口動態 (4) 住民の健康状況 (5) 住民の受療状況 (6) 医療提供施設の状況
3 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制	(1) 現状の把握 (2) 必要となる医療機能 (3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策
● 6 事業目として 「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加	(4) 医療機関等の具体的名称 (5) 評価・公表方法等 (6) 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割 (7) 病病連携及び病診連携 (8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 (9) 薬局の役割 (10) 訪問看護ステーションの役割
4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療	
5 医療従事者の確保	(1) 地域医療対策協議会の取組 (2) 地域医療支援センター事業等の内容 (3) 医療従事者の現状及び目標
6 医療の安全の確保	(1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標 (2) 医療安全支援センターの現状及び目標
7 基準病床数	(1) 療養病床及び一般病床 (2) 精神病床、結核病床及び感染症病床 (3) 各区域における入院患者の流出入数の算出 (4) 基準病床数の算定の特例 (5) 都道府県知事の勧告
8 医療提供施設の整備の目標	
9 地域医療構想の取組 ※ 医療法30条の4第2項 第7～9号による計画記載事項	(1) 構想区域における地域医療構想に関する事項 （将来の病床数の必要量・在宅医療の必要量など） (2) 構想達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項 (3) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
10 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	(1) 障害保健対策 (2) 結核・感染症対策 (3) 臓器移植対策 (4) 難病等対策 (5) アレルギー疾患対策 (6) 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策 (7) 歯科保健医療対策 (8) 血液の確保・適正使用対策 (9) 医薬品等の適正使用対策 (10) 医療に関する情報化 (11) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
11 施策の評価及び見直し	(1) 施策の目標等 (2) 推進体制と役割 (3) 目標の達成に要する期間 (4) 目標を達成するための方策 (5) 評価及び見直し (6) 進捗状況及び評価結果の広報・周知方法

## 2 次期 広島県保健医療計画の項目イメージ

項 目	摘 要
<b>第1章 総論</b>	
基本的事項	
計画作成の趣旨	
計画の位置付け	
計画の期間	期間6年
基本理念	
目指す姿	
保健医療圏と基準病床数	
保健医療圏の設定	次期計画については、現行圏域
基準病床数	算定方法の見直し
広島県の現状	
人口の動向	
受療状況	
医療資源の状況	
<b>第2章 安心できる保健医療体制の構築</b>	
がんなど主要な疾病の医療体制	
がん対策	広島県がん対策推進計画を統合
脳卒中对策	
心筋梗塞等の心血管疾患対策	広島県循環器病対策推進計画を統合
糖尿病対策	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の設定</li> <li>・目標(指標)の設定</li> <li>・連携体制</li> <li>医療機関名の一覧</li> </ul> </div>
精神疾患対策	
救急医療などの医療連携体制	
救急医療対策	
災害時における医療対策	
へき地の医療対策	
周産期医療対策	
小児医療(小児救急医療を含む)対策	
<b>項目追加</b> 新興感染症発生・まん延時における医療	
在宅医療と介護等の連携体制	
在宅医療提供体制の整備	
訪問診療等の充実	
訪問歯科診療等の充実	
訪問薬剤管理指導の充実	
訪問看護の充実	
医療と介護の連携等	
在宅医療に関する情報提供の推進	
人生の最終段階における自己決定	
外来医療に係る医療提供体制	
外来医療提供体制の確保	
医療機器の効率的な活用	
医療に関する情報提供	
患者の医療に関する選択支援	
ICTを活用した診療支援	

項 目	摘 要
<b>第3章 保健医療各分野の総合的な対策</b>	
原爆被爆者医療対策	
障害保健対策	
感染症対策	
臓器移植・造血管細胞移植の推進	
難病対策	
アレルギー疾患対策	
母子保健対策	
歯科保健対策	
健康増進対策	
<b>第4章 地域医療構想の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年の必要病床数</li> <li>・2025年の在宅医療等の必要量 (通院医療, 在宅医療, 介護サービス)</li> <li>・現行地域医療構想…～2025年</li> <li>次期地域医療構想…2026年～(2025年策定)</li> </ul>
地域医療構想の策定と構想の推進	
令和7(2025)年の医療需要と医療提供体制	
病床の機能の分化及び連携の促進	地域医療構想調整会議の役割
病床の機能に関する情報提供の推進	地域住民・関係者への啓発等
<b>第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成</b>	
医師の確保・育成	
歯科医師・歯科衛生士の確保・育成	
薬剤師の確保・育成	
看護職員の確保・育成	
介護職員の確保・育成	
その他の人材の確保・育成	
<b>第6章 医療の安全の確保, 安全な生活の確保</b>	
医療の質と安全性の確保	
医薬品等の安全確保対策	
食品の安全衛生対策	
生活衛生対策	
<b>第7章 医療費適正化計画</b>	広島県医療費適正化計画を統合
<b>第8章 計画の推進体制と評価の実施</b>	
計画の推進体制	
施策の評価と評価結果の公表	
中間評価と中間見直しの実施	計画策定後3年で中間見直し
<b>資料編</b>	
3 令和5年度に次期計画の検討・策定を行うものとの整合性 <ul style="list-style-type: none"> <li>ひろしま高齢者プラン</li> <li>広島県依存症対策推進計画(仮称)</li> <li>健康ひろしま21</li> <li>広島県地域福祉支援計画</li> <li>広島県障害者プラン</li> <li>広島県食育推進計画</li> <li>広島県歯と口腔の健康づくり推進計画</li> </ul>	

**新たな項目を立て  
計画の統合による**